告示第８６号

南伊勢町広告掲載要綱を次のように定める。

令和３年７月１６日

南伊勢町長　小山　巧

南伊勢町広告掲載要綱

(目的)

第１条　この告示は、南伊勢町の広報紙（以下「広報」という。）やホームページ等の広告媒体への広告掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載制限)

第２条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体の内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に係るものと認められるもの

(4) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の範囲に関する基準は、町長が別に定める。

(対象)

第３条 広告を掲載することができる広告主は、次の各号のものとする。

（1）町内に本店、支店又は営業所を置く法人

（2）町内に事務所を置く各種団体

（3）町内に事業所を置く個人事業者

（4）その他町長が適当であると認めたもの

（募集）

第４条　広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上で行う。

（掲載の申込み）

第５条　広告主が広告掲載の申し込みをするときは、広報紙の場合、掲載を希望する広報紙発行月の１か月前（休日の場合は休み明けの平日）までに、ホームページの場合は掲載希望月の前月の１日（休日の場合は休み明けの平日）までに、有料広告掲載申込書（様式第１号）及び広告原稿の電子データを提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第６条 町長は、前条の規定により申込書の提出があったとき、第２条の規定に従いその内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、広告主にその結果を広告（非）掲載決定通知書（様式第２号）で通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状等（以下「広告仕様」という。）の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告主の責務)

第７条 広告掲載の決定を受けた広告主 は、法令を遵守し、法令に反する行為又はその恐れのある行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載する広告に関する財産権等の権利義務の処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告仕様が第三者の権利を侵害するものであってはならない。

4 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

5 広告主は、第６条により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告の取り止め)

第８条 広告主は、自己の都合により、第６条により決定を受けた広告掲載を取り止めることができる。

2 前項の規定により、広告掲載を取り止めるときは、広告主は、広告掲載取り止め申請書（様式第３号）により町長に申し出なければならない。

 (広告掲載に係る契約の解除等)

第９条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができるものとする。なお、解除に伴い生じる経費は、広告主が負担する。

（1）この要綱により定める規定に反したとき。

（2）第６条２項の規定する広告仕様の変更の求めに従わないとき。

（3）指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき

（4）指定する期日までに広告電子データの提出がないとき

（5）その他広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

（広告掲載料の納付）

第１０条広告主は、広告掲載の決定の日より１週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、休日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第１１条 既に納入した広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りではない。

（広告の規格及び掲載料）

第１２条　掲載広告の規格及び料金については、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | スペース | 掲載期間 | 掲載料 |
| 広報紙 | 縦5.6㎝×横8.5㎝ | １回 | 2,000円 |
| 縦12.0㎝×横5.6㎝ | １回 | 3,000円 |
| ホームページ（バナー広告） | 縦50ピクセル×横170ピクセル | 1か月 | 2,000円 |
| 6か月 | 10,000円 |

(南伊勢町広告審査委員会)

第１３条 第６条の規定による広告掲載の可否の決定について疑義が生じた場合において、その可否を審査するため、南伊勢町広告審査委員会(以下「委員会」という。) を置く。

2 委員会は、副町長、総務課長、観光商工課長、まちづくり推進課長及び広報情報係長の職にある者を委員として組織する。

3 委員会に委員長を置き、副町長の職にある者をもってこれに充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

 (委員会の会議)

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和３年８月１日から施行する